

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年12月13日（火）
午後0時59分～午後1時10分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 長南良彦 副委員長 菅原和子
委員 吉田良 委員 佐藤正博
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
委員 郷内良治
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総務部長 渋谷武志
出席をした 総務部次長兼
者の職氏名 政策企画課長兼
男女共同・市民参画 菊池博幸
推進室長
市政情報課長 五十嵐竹美
税務課長 芳賀和明
政策企画課長補佐兼
男女共同・市民参画 綱川宏一
推進室長補佐
市政情報課長補佐兼
情報システム係長 佐藤拓
税務課長補佐 安倍卓
男女共同・市民参画
推進室主幹兼 渡邊直子
推進係長
市政情報課長
情報統計係長 尾形充

税 務 課 市 民 税 係 長 岩 淵 康 二
税 務 課 固 定 資 産 税 係 長 鈴 木 隆 文

6 事 務 局 職 員 事 務 局 長 今 野 博 幸
主 幹 兼 庶 務 係 長 針 生 明 美
主 事 高 野 未 桜

7 付 議 事 件

- (1) 議案第 1 1 4 号 名取市個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正す
る条例
- (2) 議案第 1 1 7 号 名取市市税条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第 1 1 8 号 名取市都市計画税条例の一部を改正す
る条例
- (4) 議案第 1 3 7 号 指定管理者の指定について

午後0時59分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第114号 名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号 名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 名取市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 名取市市税条例の一部を改正する条例の第4項に「（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」とあるが、何を含むのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、税務課長補佐。

○税務課長補佐（安倍 卓） 記載がない場合でも市長が認める場合は、記載があるものとして適用するということです。

○委員長（長南良彦） 佐藤委員。

○委員（佐藤正博） 例えばどのような例があるのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、税務課長補佐。

○税務課長補佐（安倍 卓） 具体例は想定していません。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 具体例がないのであれば、この文言は必要ないのではないですか。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午後1時4分 休憩

午後1時4分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、総務部長。

○総務部長（渋谷武志） 基本的には記載がある場合に適用するということですが、やむを得ない理由を市長が認めた場合は同様の扱いをするということです。内容に応じて御相談をさせていただいて、適用を受けようとする旨の記載がある場合と同様に扱ってもよいという、ある意味市長の裁量に委ねるということです。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号 名取市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 指定管理になることによって、職員数は変わるのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、男女共同・市民参画推進室長補佐。

○男女共同・市民参画推進室長補佐（綱川宏一） 現在4名の職員が常駐しています。また、夜間はシルバー人材センターに補助員の派遣を委託しています。指定管理になりましたら、1名増員して5名体制にする予定です。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第114号、議案第117号、議案第118号及び議案第137号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終わります。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 1 0 分 散会

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

総務消防常任委員会

委員長 長 南 良 彦